

# 屋外用 喫煙ルームの 販売・レンタル



## ⚠️ 2020年4月1日から屋内が原則禁煙に

- 2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立、以降は段階的に施行
- 2020年4月1日から全面施行となり、屋内が原則禁煙
- 違反した場合は罰則の対象となることもある
- 必要な措置が取られた場所に限り、屋外に喫煙専用室を設置しての喫煙が可能

### 省スペース

- ルームの大きさはおよそ2坪
- 建築確認申請不要で設置できる



### 設置後も移動が可能

- 基礎工事なし
- 屋根に吊りフックがついているので設置後もユニック車などでの移動が可能



### カスタマイズ可能

- ルームの外側に名入れができる
- 名入れはロゴ使用OK
- パネルの色が変更できる



### サイズ



喫煙ルームは組み立て済みの状態でユニック車にて搬入します



お問い合わせ  
お見積もりは

 **KYOWA GROUP** 本社 営業部

**TEL:0248-29-2231** (代表)

<http://www.kygp.com/smoking-room>



**株式会社 共和建商**  
[www.kygp.com](http://www.kygp.com)

〒961-0015 福島県白河市田島舘ヶ崎4番地1  
営業時間 / 8:00~18:00 (日・年末年始・夏期・冬期休業日を除く)